台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難指示の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）
【R5年4月版：八千代町（鬼怒川）】

※避難情報に関するガイドライン（内閣府：令和3年8月改定）を参考に作成。

気象・水象情報

−72h
- ◇台風予報

−48h
- ◇台風に関する栃木県、茨城県気象情報（随時）

−24h
- ○台風に関する気象庁記者会見
- ◇大雨注意報・洪水注意報発表

−12h
- ○台風に関する気象庁記者会見
- ◇大雨警報・洪水警報発表

−5h
- 水防団待機水位到達
- **川島水位観測所（水位0．00m）**

- はん濫注意水位到達
- **川島水位観測所（水位1．10m）**

- ◇暴風警報発表
- **避難判断水位到達**
- **川島水位観測所（水位2．40m）**

−4h

- ◇大雨特別警報発表
- **はん濫危険水位到達**
- **川島水位観測所（水位3．40m）**

−2h

0h
- **※ピーク到達　被害拡大**
- 堤防天端水位到達・越流

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

下館河川事務所

- ○施設（ダム・水門・排8機場等）の点検・操作確認
- ○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
- ○リエゾン体制の確認
- ○協力機関の体制確認
- ○ダム事前放流の指示・確認
- ○上流 佐貫下・石井観測所の水防警報

【注意体制】
- 水防警報（待機・準備）

- ○水門、樋門、排水機場等の操作
- ○応援体制の確認・要請（防災エキスパート等）
- 洪水予報（氾濫注意情報）
- 水防警報（出動）
- ○出水時点検（巡視）
- ○CCTVによる監視強化

【警戒体制】
- 洪水予報（氾濫警戒情報）

【非常体制】
- 洪水予報（氾濫危険情報）

- 洪水予報（氾濫発生情報）
- 緊急復旧、堤防調査委員会設置
- ○被害状況の把握
  （ヘリコプター等による迅速な状況把握）
- ○TEC-FORCEの活動
- ○被害状況・調査結果等の公表

八千代町

- ○水防資機材（土嚢等）の確認
- ○水防団（消防団）等への注意喚起
- ○体制の確認等
- ○消防交通課・都市建設課待機

- 第一次防災体制
  - ○水防団指示
  - ○連絡要員の配置

- ○河川水位、雨量、降水短時間予報を確認
- ○樋管等の操作（担当者に指示）
- 第二次防災体制
- ○管理職の配置　⇒　職員の配備（警戒体制・非常体制）
- ○水防活動等の開始
- ○町長若しくは代理者の登庁
- ○必要に応じ、助言、リエゾンの要請
- ○ホットライン
- ○リエゾンの派遣
- ○避難所開設の準備
- ○要配慮者利用施設に洪水予報伝達
- ○巡視・水防活動状況報告
- 第三次防災体制
- **警戒レベル3**
  高齢者等避難を発令
- ※注　避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、状況に応じた高齢者等避難の発令判断
- ○必要に応じ、助言の要請
- ○ホットライン
- ○漏水・侵食情報提供
- ○10分ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認
- 第四次防災体制
- **警戒レベル4**
  避難指示を発令
- ※注　避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、状況に応じた高齢者等避難の発令判断
- ○必要に応じ、助言の要請
- ○ホットライン
- ○大雨特別警報の住民への周知
- ○災害対策機械の派遣要請
- ○災害対策機械の派遣
- **警戒レベル5**
  緊急安全確保を発令
- ○必要に応じ、助言の要請
- ○ホットライン
- ○水防団の安全確保
- ○堤防の決壊を覚知した場合、河川事務所・警察・県等の関係機関へ伝達
- ○避難者への支援　○自衛隊への派遣要請

住民等
自らの命は自らが守る！

- ○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
- ○ハザードマップ等による浸水想定区域図・避難所・避難ルートの確認
- ○非常持ち出し品の準備
- ○災害・避難カードの確認
- ○自宅保全
- ○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認
- ○防災無線、携帯メール等による高齢者等避難の受信
- **高齢者等は避難開始！（要配慮者等含む）**
- ○避難の準備（要配慮者等以外）
- ○防災無線、携帯メール等による避難指示の受信
- **全員避難を開始！**
- **避 難 完 了**
- ○防災無線、携帯メール等による緊急安全確保の受信
- **命を守る最善の行動！**

※今後の出水や訓練等を通じて見直しを行っていく